

公立大学法人神戸市看護大学契約事務職員等就業規則等の一部を改正する規程をここに公布する。

2022年11月14日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学規程第13号

公立大学法人神戸市看護大学契約事務職員等就業規則等

(契約事務職員等就業規則の一部改正)

第1条 公立大学法人神戸市看護大学契約事務職員等就業規則(2019年4月規程第46号)の一部を改正する規程

| (改正前) | (改正後) |
|--|--|
| <p>(適用範囲)</p> <p>第3条 この就業規則は、法人において雇用期間を定めて採用された事務職員及び技術職員_____のうち、勤務時間が、休憩時間を除き、1週間につき40時間、1日につき7時間45分をそれぞれ超えない範囲の者で、給与の支給単位が_____時給のものを除く者(以下「契約事務職員等」という。)について適用する。</p> <p>(マタニティ・ハラスメントの禁止)</p> <p>第20条 略</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> | <p>並びに<u>特任教員</u></p> <p><u>日給又は</u></p> <p><u>(アカデミック・ハラスメントの禁止)</u></p> <p><u>第20条の2 特任教員は、職務上の地位又は権限を不当に利用し、教育活動又は研究活動において、次の各号に掲げることを行ってはならない。</u></p> <p><u>(1) 学生、他の職員に対し、不当な言動又は指導を行うこと</u></p> <p><u>(2) 学生、他の職員に対し、正当な理由なく教育活動又は研究活動を阻害する言動を行うこと。</u></p> |

| | |
|--|---|
| <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(災害補償)</p> <p>第49条 契約事務職員等が職務上の事由又は通勤により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号) _____</p> <p>_____の定めるところにより災害補償を行う。</p> | <p>(3) <u>学生、他の職員の研究成果を取り上げること。</u></p> <p>(4) <u>学生、他の職員を強制的に研究その他これに類することに協力させること。</u></p> <p>(5) <u>前各号に掲げるもののほか、学生、他の職員の意に反する不適切な言動により、学業又は職務遂行に関し損害を与え、又は支障をきたすこと。</u></p> <p style="text-align: right;">又は</p> <p><u>地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)</u></p> |
|--|---|

(職員就業規則の一部改正)

第2条 公立大学法人神戸市看護大学職員就業規則(2019年4月規程第44号)の一部を改正する規程

| (改正前) | (改正後) |
|---|------------------|
| <p>(アカデミック・ハラスメントの禁止)</p> <p>第26条 <u>職員</u>は、職務上の地位又は権限を不当に利用し、教育活動又は研究活動において、次の各号に掲げることを行ってはならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> | <p><u>教員</u></p> |

(教員の採用等に関する規程の一部改正)

第3条 公立大学法人神戸市看護大学教員の採用等に関する規程(2019年4月規程第48号)の一部を改正する規程

| (改正前) | (改正後) |
|---|---|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、公立大学法人神戸市看護大学職員就業規則（2019年4月規程第44号）第5条及び公立大学法人神戸市看護大学非常勤講師就業規則（2019年4月規程第45号）第5条の規定に基づき、<u>教員及び非常勤講師（公立大学法人神戸市看護大学臨床教授等に関する規程（2019年4月規程第51号）第2条に規定する臨床教授及び臨床講師を除く。以下同じ。）</u>の採用等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(法令との関係)</p> <p>第2条 <u>教員及び非常勤講師</u>の採用等に関して、この規程に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他関係法令の定めるところによる。</p> <p>(公正の確保)</p> <p>第3条 理事長は、<u>教員及び非常勤講師</u>の採用等については、人格、学歴、職歴、教授能力、教育及び研究の業績、学会及び社会における活動並びに健康等について総合的に判断し、公正にこれを行うものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第4条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 採用 <u>職員以外の者を教員又は非常勤講師</u>に任命することをいう。</p> | <p>，<u>公立大学法人神戸市看護大学非常勤講師就業規則（2019年4月規程第45号）第5条及び公立大学法人神戸市看護大学契約事務職員等就業規則（2019年4月規程第46号）第5条</u>，<u>非常勤講師（公立大学法人神戸市看護大学臨床教授等に関する規程（2019年4月規程第51号）第2条に規定する臨床教授及び臨床講師を除く。以下同じ。）及び特任教員</u></p> <p>，<u>非常勤講師及び特任教員</u></p> <p>，<u>非常勤講師及び特任教員</u></p> <p>，<u>非常勤講師及び特任教員</u></p> |

(2), (3) 略

(採用の方法)

第5条 教員及び非常勤講師の採用は、
選考によるものとする。

(非常勤講師 _____ の採用選考
の手續)

第14条 学長は、次のいずれかに該当した場合は、法人の教員の推薦により、採用すべき非常勤講師 _____ の担当科目、人数及び採用時期を理事長に申し出るものとする。

(1) 非常勤講師 _____ の雇用期間が満了するとき。

(2) 非常勤講師 _____ が欠員となるとき。

(3) 教員 _____ の辞職が承認されたとき。

(4) 略

2 非常勤講師 _____ の採用選考の基準は、細則で定めるものとする。

3 非常勤講師 _____ として採用しようとする者が、他の大学の専任教員（教授、准教授及び講師に限る。）の職位にある場合は、前項の基準を充足しているものとみなす。

(非常勤講師 _____ の採用の手續等)

第15条 理事長は、前条第1項の規定に基づく申出により、非常勤講師 _____ の採用を検討する必要があると認める場合は、人事委員会に諮問するものとする。

2 人事委員会委員長は、非常勤講師 _____

， 非常勤講師及び特任教員

及び特任教員

及び特任教員

及び特任教員

及び特任教員

及び特任教員

及び特任教員

及び特任教員

及び特任教員

任教員 及び特

及

| | |
|--|--|
| <p>_____の採用に係る人事委員会の審議の経過及び結果を理事長に報告するものとする。</p> <p>3 理事長は、前項の規定に基づく報告を受けたときは、非常勤講師_____の採用について決定するものとする。</p> <p>4 第1項から前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合に該当するときは、非常勤講師_____の採用について、理事長が決定する。</p> <p>(1) 当該非常勤講師_____を継続して雇用する場合</p> <p>(2) 緊急に非常勤講師_____を採用する必要がある場合</p> <p>(3) 略</p> | <p><u>び特任教員</u></p> <p><u>教員</u></p> <p><u>及び特任教員</u></p> <p><u>及び特任教員</u></p> <p><u>及び当該特任教員</u></p> <p><u>及び特任教員</u></p> |
|--|--|

(特任教員に関する規程の一部改正)

第4条 公立大学法人神戸市看護大学特任教員に関する規程（2020年4月規程第22号）の一部を改正する規程

| (改正前) | (改正後) |
|---|--|
| <p><u>第4条 特任教員の採用は、公立大学法人神戸市看護大学教員の採用等に関する規程（平成31年4月規程第48号）を準用する。</u></p> <p>(雇用期間)</p> <p><u>第5条 略</u></p> <p>(採用)</p> <p><u>第6条 特任教員の採用の方法及び手続は、公立大学法人神戸市看護大学教員の採用等に関する規程（平成31年4月規程第48号）に基づく非常勤講師の採用の方法及び手続の例による。</u></p> <p>(職務)</p> | <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p><u>第4条 略</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> |

| | |
|--|--|
| <p><u>第7条</u> 略 (教授会等の取扱い)</p> <p><u>第8条</u> 特任教員は、公立大学法人神戸市看護大学教授会及び公立大学法人神戸市看護大学研究科委員会（以下「教授会等」という。）に出席する義務を負わない。ただし、<u>学長</u>又は研究科長が必要と認めた場合は、教授会等に出席し、意見を述べることができる。 (勤務時間、休日等)</p> <p><u>第9条</u> 略 (給与)</p> <p><u>第10条</u> 略 (退職手当)</p> <p><u>第11条</u> 略 (施行細則の委任)</p> <p><u>第12条</u> 略</p> | <p><u>第5条</u></p> <p><u>第6条</u></p> <p style="text-align: center;"><u>学部長</u></p> <p><u>第7条</u></p> <p><u>第8条</u></p> <p><u>第9条</u></p> <p><u>第10条</u></p> |
|--|--|

附 則

この規程は、公布の日から施行する。